

## 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名：福島県  
農業委員会名：二本松市農業委員会

## I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

## 1 農業の概要

単位:ha

	田	畠	普通畠	樹園地	牧草畠	計
耕地面積	2,850	2,490				5,340
経営耕地面積	2,122	1,287	593	82	694	3,490
遊休農地面積	90	21				111
農地台帳面積	3,877	6,073	6,018	55		9,950

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項  
第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	3,676
自給の農家数	1,579
販売農家数	2,097
主業農家数	322
準主業農家数	419
副業の農家数	1,373

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	3,259
女性	1,256
40代以下	295

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	390
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	14
農業参入法人	
集落営農経営	11
特定農業団体	
集落営農組織	11

※農業委員会調べ

## 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 年 月 日

	選挙委員		選任委員				合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	
農業委員数							
認定農業者	一						
女性	一						
40代以下	一						

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 6年 7月31日

	農業委員		定数	実数	地区数
	定数	実数			
農業委員数	19	19			
認定農業者	一	14			
認定農業者に準ずる者	一	0			
女性	一	2			
40代以下	一	1			
中立委員	一	1			

※現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

## II 担い手への農地の利用集積・集約化

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	5, 390ha	1, 793.1ha	33.30%
課 題	担い手が集積可能な農地面積にも飽和の兆候が見られ始めており、中山間地域においては高齢化の影響も大きく、遊休化する恐れのある農地が増えている。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②／①×100)
1, 815ha	1, 814.7ha	32.0ha	99.98%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農地中間管理事業を利用し、まとまった集積が実現できるよう農地中間管理機構地域マネージャーと連携を図りながら活動を進める。
活動実績	農地を貸したいという相談者からの情報を農業委員・推進委員、農地中間管理機構マネージャーと情報共有し、少しずつではあるが農地の利用集積に結びついている。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	適切な目標について検討する。
活動に対する評価	少しずつではあるが、農地の利用集積が進んでいることから、今後も取組を強化していく。

### III 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

#### 1 現状及び課題

新規参入の状況	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	2年度新規参入者数
	3 経営体	4 経営体	3 経営体
	30年度新規参入者が取得した農地面積	元年度新規参入者が取得した農地面積	2年度新規参入者が取得した農地面積
	0.9 ha	1.5 ha	1.3 ha
課題	米価格や農産物価格の低下及び原発事故による放射性物質の拡散の影響等により、新規参入者は少ない状況である。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

#### 2 令和3年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②／①×100)
5 経営体	4 経営体	80.00%
参入目標面積③	参入実績面積④	達成状況(④／③×100)
2 ha	1.5 ha	75.00%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

#### 3 目標の達成に向けた活動

活動計画	農業振興課や各団体と連携し、新規参入のための情報をホームページや農業委員会の広報紙で紹介していく。
活動実績	例年実施している認定農業者との意見交換会はコロナウイルス感染症対策のため実施を見送ったが、新規就農相談者等から話を聞き、課題把握に努めた。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

#### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	概ね適切な目標である。
活動に対する評価	広報紙での紹介のほか、ホームページでの情報提供も必要と思われる。

## IV 遊休農地に関する措置に関する評価

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A) 5, 500ha	遊休農地面積(B) 111ha	割合(B/A×100) 2.02%
課 題	養蚕業廃業により桑園を使用しなくなつたが、他種目への転換が困難で荒廃化している。 米価格を始めとする農作物価格の低下及び原発事故等による担い手の農業に対する意欲の低下。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

### 2 令和3年度の目標及び実績

解消目標① 3 ha	解消実績② -47.8 ha	達成状況(②/①×100) -1, 593.3%
---------------	-------------------	-----------------------------

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

### 3 2の目標の達成に向けた活動

活 動 計 画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況 調査	38 人	8月～9月	11月
活 動 実 績	農地の利用意向 調査	調査方法	農業委員・推進委員が担当地区を調査し、対象地を把握する。	
	その他の活動	調査実施時期: 12月～1月	調査結果取りまとめ時期: 2月	
	農地の利用状況 調査	調査員数(実数) 38 人	調査実施時期 8月～10月	調査結果取りまとめ時期 12月
活 動 実 績	農地の利用意向 調査	調査実施時期 1月～2月	調査結果取りまとめ時期	3月
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 1, 310 筆	調査数: 5 筆	調査数: 0 筆
	その他の活動	調査面積: 110.2 ha	調査面積: 0.7 ha	調査面積: 0 ha

### 4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	調査実施時期をもう少し早めに設定すること。
活動に対する評価	概ね目標に沿った活動ができた。

## V 違反転用への適正な対応

### 1 現状及び課題

現 状 (令和3年4月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	5, 390 ha	1.1 ha
課 題	土木業者の倒産等により事業が途中で止まてしまい、違反転用の状況が継続している。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入  
※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

### 2 令和3年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.6 ha	0.5 ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

### 3 活動計画・実績及び評価

活動計画	10月に違反転用防止パトロールを行うとともに、相談に来局した土地所有者について、違反転用が確認された際は随時指導を行う。
活動実績	10月から11月に違反転用防止パトロールを実施。 土地所有者について、違反転用が確認された際は随時指導を行った。
活動に対する評価	概ね活動計画に沿った活動ができた。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

## VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

### 1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 69 件、うち許可 69 件及び不許可 0 件)

点検項目		具体的な内容					
事実関係の確認	実施状況	事務局2名により現地調査、農業委員及び推進委員が担当ごとに現地調査。					
	是正措置	現時点で特に問題なし。					
総会等での審議	実施状況	事務局から申請内容及び不許可項目該当の有無を説明。農業委員、又は推進委員から調査結果の報告をし、意見を求め審議。					
	是正措置	現時点で特に問題なし。					
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数		69 件			
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数		0 件			
審議結果等の公表	是正措置	特になし					
	実施状況	議事録で公表に代えている。					
処理期間	是正措置	特になし					
	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日		
	是正措置	特になし					

### 2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数: 166 件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	事務局は関係部署と合同で現地調査。農業委員及び推進委員は現地調査を行い、関係者から聴き取り調査。			
	是正措置	特になし			
総会等での審議	実施状況	事務局から申請内容及び不許可項目該当の有無を説明。農業委員、又は推進委員から調査結果の報告をし、意見を求め審議。			
	是正措置	特になし			
審議結果等の公表	実施状況	議事録で公表に代えている。			
	是正措置	特になし			
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 30日	処理期間(平均)	30日
	是正措置	特になし			

### 3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況	
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数	20 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数	17 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数	14 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数	11 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人	3 法人
	提出しなかった理由	提出のなかつた法人は休業状態、あるいは提出についての認識が薄いことが考えられる。
	対応方針	農地の利用や保有について指導する必要があるため、法人状況把握に努め、督促を強化する。
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数	
	対応状況	

### 4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数 403 件	公表時期 平成 4年 3月
		情報の提供方法：各戸配付及びHPに公表している。	
	是正措置	特になし	
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 568 件	取りまとめ時期 平成 4年 5月
		情報の提供方法：公表していない。	
	是正措置	特になし	
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積 9, 950 ha	
		データ更新：年2回住民データを更新。土地データは随時更新。農地の権利移動は随時入力している。	
		公表：公表していない。	
	是正措置	特になし	

#### ※その他の事務

上記ⅡからⅦに掲げる事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

## VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉
農地法等によりその権限に属された事務	〈要望・意見〉 特になし  〈対処内容〉

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

## VIII 事務の実施状況の公表等

### 1 総会等の議事録の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

### 2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 1 件

提出先及び提出した意見の概要	○提出先 二本松市長 ○意見の概要 (1)担い手への農地集積について ①人・農地プランを作成していない地区においても、計画作成に向けた取り組みを早急かつ積極的に行うこと。 ②中山間地域でも、市・農協・農業委員会等関係機関が強く連携して集落での話し合いの場を作ること。 ③集落営農組織の立ち上げ、法人化を支援すること。 (2)担い手農家支援について ①認定農業者育成事業予算の増額と助成率をアップすること。 ②農業経営の安定対策に関する事業予算の増額と助成率をアップすること。 ③地域におけるGAP認定の推奨・指導を行い、農家の経営改善や効率化を積極的に推進すること。 (3)遊休農地対策及び農業施設整備等補助について ①今後も中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金等の事業を継続すること。 ②かつての桑園など遊休農地の再生には多大な労力が必要なことから、補助制度拡充の検討を行うこと。 ③水路整備等農業施設整備補助制度について、農家負担の少ない制度とすること。 ④農業灾害復旧については、農業振興の観点からも早期復旧を目指す災害対応体制を整備すること。 (4)農業後継者・新規就農者・定年帰農者支援について ①農業支援センターを設置し、新規就農者や担い手への総合的な支援を進めること。 ②帰農者への指導機関による指導体制の整備など、就農環境を整えるための支援を行うこと。 (5)農業振興全般について ①地域の営農状況に応じた施策を推進するため、各地域からの意見聴取を行うこと。 ②福島大学農芸学類と連携し、地域の課題・問題点を分析し対策につなげていくこと。 ③小・中学校などの教育の場で、農業体験を通して農業に関心を持つもらう機会を作ること。 (6)農業委員会の機能強化 ①現場活動の効率化が見込まれることから、全委員にタブレット端末を配備すること。
----------------	---

### 3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している	その他の方法で公表している

